

瀬戸内しまなみ海道(西瀬戸自動車道)沿線の 地域活性化に向けた相互連携協力協定

～ 想定される取り組み事例 ～



広島県

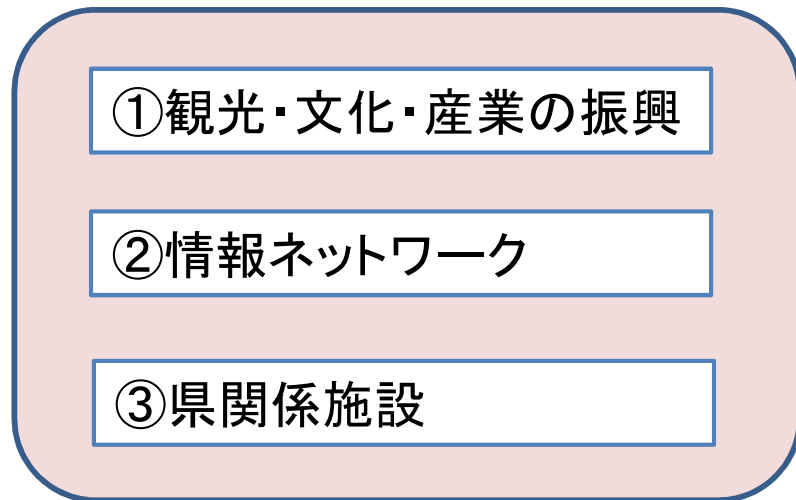


2019年11月29日

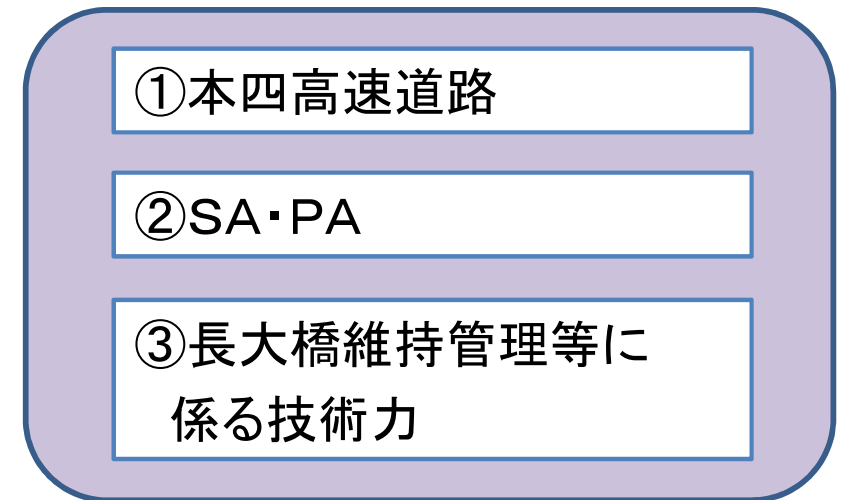
瀬戸内しまなみ海道(西瀬戸自動車道)沿線の地域活性化に向けた相互連携協力協定

この協定は、広島県と本四高速が相互に協力し、防災・災害対策、観光・文化・産業の振興及び技術交流などを進めることにより、瀬戸内しまなみ海道(西瀬戸自動車道)沿線地域の活性化を図ることを目的としています

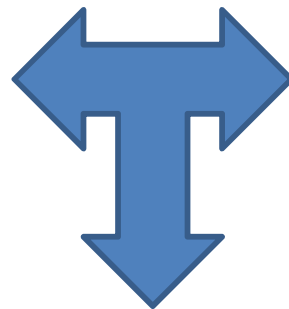
広島県



本四高速



相互協力による資源の有効活用



- 地域の安全・安心の向上(防災・災害対策)
- 地域社会の活性化(観光・文化・産業の振興)
- 技術交流

1. 防災・災害対策などの安全・安心の向上に関すること

災害時等において、保有する資源を有効活用することにより、道路利用者の安全性・利便性及び地域の防災機能の向上を図ることを目的に相互協力を行います

主な相互の支援協力内容

- (1) 調査及び復旧に関する技術的支援
- (2) 被災地の早期復旧及び交通手段の確保
- (3) 緊急開口部を活用した車両の通行
- (4) 情報連絡員の派遣、受け入れ
- (5) 防災活動、復旧活動等における敷地、施設及び資材の活用
- (6) 流出ICにおける道路利用者への周辺道路情報等の提供
- (7) 防災訓練への参加など連携



調査及び復旧に関する技術支援
(橋梁等構造物の異常調査)



被災地への交通手段の確保
(保有資材の活用した路面段差修正訓練)

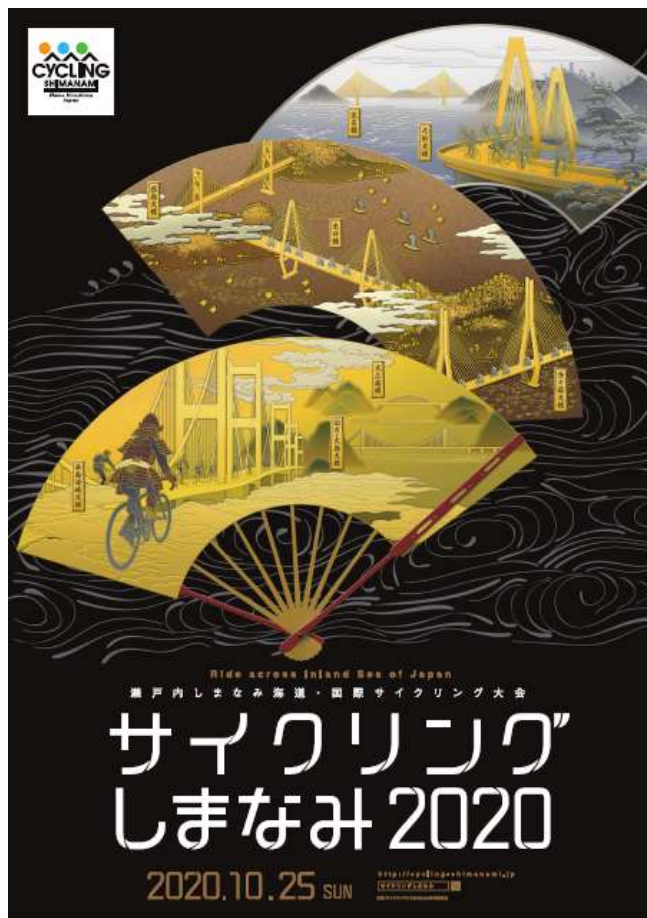


敷地、施設の活用
(災害派遣医療チーム 進出拠点)

2. 観光・文化・産業の振興など地域社会の活性化に関すること

2-1. しまなみ海道サイクリングロードの更なる誘客促進

- 国内外からの更なる誘客促進を図るため、ナショナルサイクルルートに指定されたしまなみ海道サイクリングロードを舞台に実施される国際サイクリング大会サイクリングしまなみ2020を、広島県、本四高速をはじめとした関係自治体や協賛企業等が更に連携し取り組んでゆきます。
- しまなみ海道を中心に展開しているスタンプラリーについて、広島県内各地のサイクリングコースでの実施に取り組みます。



2-2. 広島県の魅力発信力の強化 ～SA・PA等を活用した地域との連携～

- 地域の食材を使ったご当地メニューの開発を、広島県・地域と協働して行い、本四高速のSA・PA等で提供します。
- 本四高速のSA・PA等を活用して、広島県及び広島県内の自治体等の観光PRや特産品、農産物の販売を行います。



牡蠣と彩り野菜の
カポナータ



アサリとちりめんの
ボンゴレビアンコ

試作品イメージ



リンゴとキャラメル
のワッフル



しまなみレモンとはちみつ
のスフレパンケーキ



観光PR・物産展の様子
(広島コンベンションホール 10月16日)

ご当地メニューの開発

3. 技術交流に関すること

長大橋技術や現場を活用した技術講習会などを通じ技術交流を進めます

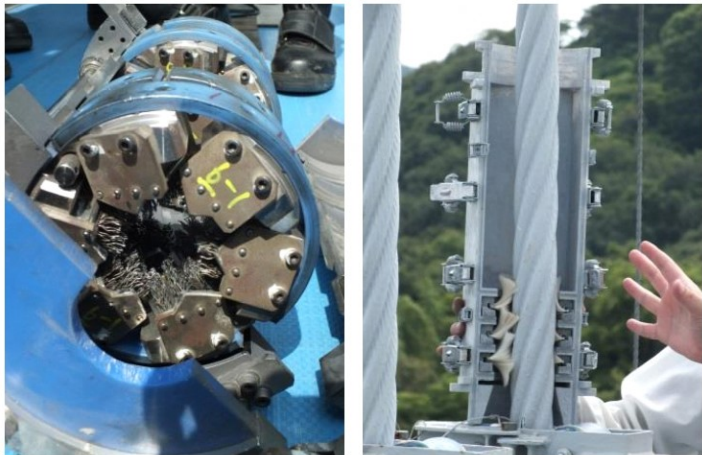
- 本四高速の多種多様な保全工事に関する「現場研修会」等を通じた技術交流



ケーソンライニング施工状況 (北備讃瀬戸大橋)



主塔基礎補修塗装施工状況(明石海峡大橋)



ハンガーロープ塗替塗装装置(因島大橋)



床版防水施工状況(神戸管理C管内)

4. その他協定の目的に沿うこと

○ 交通安全啓発活動の協働

ドライバーやサイクリストに対する運転マナーアップキャンペーン等の交通安全啓発活動を連携して実施します

実施例: 広島県警高速道路交通警察隊等との合同キャンペーン(R1.7.16 大浜PA)



お客様にチラシ・記念品等を配布し交通安全を呼びかけ



チラシ・記念品等

○ 環境保全に向けた取り組みを推進

- ・ 地域の環境保全の取り組み



自転車道清掃活動の参加
「サイクリングロード清掃活動」

- ・ 高速道路沿線の産業廃棄物不法投棄の情報提供



災害時等における相互協力に関する協定の概要



広島県



2019年 11月29日

災害時等における相互協力に関する協定の概要

目的と主な相互の支援協力内容

災害時等において、保有する資源を有効活用することにより、道路利用者の安全性・利便性及び地域の防災機能の向上を図ることを目的に以下の観点で相互協力を行います。

- (1) 調査及び復旧に関する技術的支援
- (2) 被災地の早期復旧及び交通手段の確保
- (3) 緊急開口部を活用した車両の通行
- (4) 情報連絡員の派遣、受け入れ
- (5) 防災活動、復旧活動等における敷地、施設及び資材の活用
- (6) 流出ICにおける道路利用者への周辺道路情報等の提供
- (7) 防災訓練への参加など連携

災害時等における相互協力に関する協定の概要

防災・災害対策などの安全・安心の向上に関すること

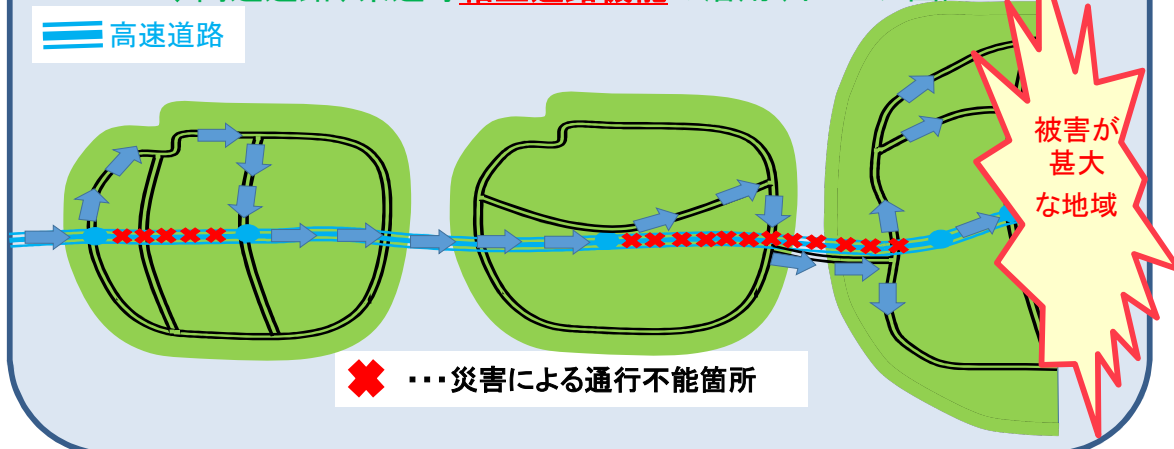
(1) 調査及び復旧に関する技術的支援

◆大規模構造物の異常調査及び復旧支援



(2) 被災地の早期復旧及び交通手段の確保

◆高速道路、県道等相互道路機能の活用(イメージ図)



(3) 緊急開口部を活用した車両の通行

◆緊急開口部を使用した緊急車両の通行



(4) 情報連絡員の派遣、受け入れ

◆災害情報の共有

・ 道路交通規制状況



- ・ 被災状況
- ・ 情報連絡員の派遣 等



災害時等における相互協力に関する協定の概要

防災・災害対策などの安全・安心の向上に関すること

(5) 防災活動、復旧活動等における敷地、施設及び資材の活用

◆高速道路休憩施設(SA、PA)を防災基地として活用



散水車



標識車



段差復旧用覆工板

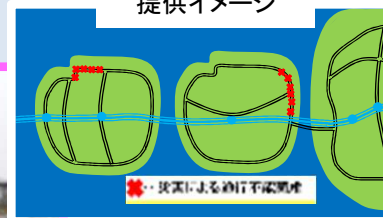


大型土嚢



(6) 流出ICにおける道路利用者への周辺道路情報等の提供

提供イメージ



IC出口にて情報提供

(7) 防災訓練への参加など連携

◆高速道路の道路啓開訓練



災対法に基づく車両移動訓練



路面段差修正訓練

災害時等における相互協力に関する協定の概要

広島県域の緊急開口部

西瀬戸自動車道管理センター区分
及び緊急開口部位置

